

阿賀野市 産後ケア事業のご案内 (令和8年4月1日更新)

阿賀野市では、医療機関等での宿泊型と日帰り型ケア、助産師の家庭訪問によるケアを実施しています。

家族などから十分な家事・育児の援助が受けられず、出産後に心身の不調や育児不安がある場合にご利用ください。

1 産後ケア事業の実施内容

	宿泊型	日帰り型	訪問型
利用回数	上限7日	上限7日	上限7回
実施場所	各医療機関		原則、阿賀野市内の居宅
自己負担額	医療機関の利用料金から市の助成を差し引いた額 ■宿泊型 1日目～5日目 1日あたり22,500円助成 6日目～7日目 1日あたり20,000円助成 ■日帰り型 1回あたり15,000円助成		無料
対象者(市民)	生後6か月未満の母子 ※医療機関によって異なります(詳細は裏面)		1歳未満の母子 ※母のみの利用も可
受けられるケア	・沐浴、授乳や哺乳量のアドバイス ・赤ちゃんの体重測定、お母さんの心身のケア(回復のためのアドバイス)など		

- 宿泊ケアの最少日数は1泊2日(2日間)です。
2泊3日を1回の場合は3日間、1泊2日を2回の場合は4日間とカウントします。
- 訪問ケアは、午前9時～午後5時の間で1回おおむね90分が原則です(土日祝・年末年始除く)
また、市外の里帰り先で利用を希望される場合は、事前にご相談ください。
- 多胎児の場合、自己負担額・助成額が変わります。問い合わせ先までご連絡ください。

2 申請方法

**妊娠8か月以降で、利用される日の10日前までに申請してください。
お急ぎの場合は、速やかに こども課 子育て支援係までご連絡ください。**

紙で申請する場合

「阿賀野市産後ケア事業利用申請書」をこども課 子育て支援係に提出してください。
様式はこども課の窓口に用意しているほか、ホームページからもダウンロードできます。

電子で申請する場合

右記の電子フォームから申請してください。
申請後、保健師からご本人に電話連絡させていただき、電話または面談により状況を確認いたします。確認が完了するまで申請を受理できませんので、ご注意ください。



3 利用の流れ

①申請を受理し、市から「阿賀野市産後ケア事業利用承認通知書」を郵送します。

通知書には、承認したケア区分や日数などを記載していますので、大切に保管してください。

②■宿泊型・日帰り型

下記の医療機関へ利用者ご本人から連絡をしてください。

空きベッド等の関係により、利用希望に添えない場合があります。

■訪問型

担当する助産師を相談して決めます。

助産師の連絡先をお知らせしますので、利用者ご本人から連絡し、訪問日時を決めてください。

4 利用にあたっての注意事項

利用者やご家族の発熱・体調不良などによりキャンセルする場合、わかった時点で（遅くとも利用の前日午後5時までに）、医療機関または助産師、こども課 子育て支援係にも連絡してください。

医療機関の利用をキャンセルする場合、キャンセル料がかかる場合があります。

5 実施医療機関等

医療機関名		実施区分		利用上限月齢	
		宿泊型	日帰り型		
新潟市	江南区	さくらマタニティケアホーム	●	●	産後3か月未満
		新津産科婦人科クリニック	●	●	産後3か月未満
	秋葉区	新潟レディースライフクリニック	●	●	産後2か月未満
	東区	本多レディースクリニック	●	●	産後4か月未満
	中央区	新潟市民病院	●		産後1か月未満
		竹山病院	●	●	産後3か月未満
		エンゼルマザークリニック	●	●	産後6か月未満
		とくなが女性クリニック	●	●	産後2か月未満
		ロイヤルハートクリニック	●	●	産後1か月未満
	西蒲区	荒川レディースクリニック	●	●	産後3か月未満
新発田市	関塚医院	●	●	産後3か月未満	
	富田産科婦人科クリニック	●	●	産後1か月未満	
三条市	レディースクリニック石黒	●	●	産後3か月未満	
	産科婦人科茅原クリニック		●	産後3か月未満	

<問い合わせ> 阿賀野市役所 こども課 子育て支援係
代表電話 0250-62-2510（内線 2145）